

南越前町景観計画の策定^{および}景観条例の制定

南越前町は平成 30 年 5 月に、景観法（平成 16 年制定）に基づく景観行政団体に移行しました。これにより、景観法で規定される、都市や集落などの地域と一体となって景観を形成する地域（南越前町）における総合的な計画である「南越前町景観計画」を策定することとなりました（景観法第 8 条）。平成 30 年度、令和元年度の 2 か年にわたる町景観計画策定委員会での協議が終了し、さまざまな手続きを経て、令和 2 年 3 月 26 日に「南越前町景観計画」の告示を行いました。



～ 基本理念 ～

南越前の原風景によって培われた
歴史や生活文化、交流を育み続ける
景観まちづくり

～ 景観形成の区域 ～

～ 基本方針 ～

- 1、景観の「^じ地」となる自然と
共生する美しいまち
- 2、悠久の歴史と伝統・文化を育むまち
- 3、地域への愛着を育む住み続けたいまち
- 4、自然や歴史文化との調和を大切にするまち
- 5、南越前町らしい景観を育む人づくり



南越前町は、町域の約 92% を森林が占め、西側は越前海岸に面するなど、豊かな自然環境を有する中にあって、悠久の歴史に培われた伝統や文化、生業、生活などが地域にしっかりと根付いた美しい町です。

町はこれまで、北国街道の要衝であった今庄宿の一带や北前船主の館が残る河野北前船主通りなどにおいて、歴史的・伝統的な建造物の保存や公共空間の高質化整備を進めるとともに、地域住民や諸団体などとの協働により、景観資源を活かしたまちづくりに取り組んできました。

一方で、人口減少や少子高齢化が進む中で、空き家や空き地の増加、担い手不足に伴う農地や里山、山林の荒廃などにより、長年にわたり受け継がれてきた良好な町並みや自然が損なわれつつあります。

景観計画は、先人より受け継がれてきた景観資源をより良い形で次代に引き継ぐとともに、地域の景観特性との調和を図りながら、未来に引き継ぐべき価値ある景観を創出するため、住民、事業者および行政が共有できる目標やルールを明確にすることを目的としています。

南越前町景観条例（令和2年7月1日 施行）

条例第1条 この条例は、景観法の規定に基づく必要な事項及び本町における良好な景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、豊かな自然景観や悠久の歴史、文化的な景観と調和のとれた魅力ある景観の形成に資することを目的とする。

南越前町景観条例は、令和2年3月に策定した景観計画を実現させるために必要な事項を定めており、景観計画を補完する役割を担います。

景観条例および景観条例施行規則では、行為の届出に関する事項を明記しています。

届出制度について ※当該行為に着手する日の30日前まで

町内全域において、良好な景観の形成に著しく影響を与えると考えられる一定規模以上の行為として、下記に示す行為を行おうとする場合に、事前の届出が必要となります。

行為の種類	届出の対象となる規模
建築物の建築等	・高さが13mを超えるもの、又は階数が3を超えるもの ・建築物の延床面積が500㎡を超えるもの ・増築する部分の延床面積が500㎡を超えるもの ・上記に該当する建物で、見付面積の1/2を超える外観の変更
工作物の建設等	・高さが13mを超える（建物の屋上に設置される場合は5mを超える）もの ・築造面積（工作物の水平投影面積）が500㎡を超えるもの ・高さが2mを超える、又は水平投影面積が500㎡を超える太陽光発電設備 ・高さが2mを超え、かつ1辺の長さが30mを超える塀・柵 ・高さが5mを超え、かつ延長が30mを超える橋梁・高架鉄道 ・上記に該当する工作物で、見付面積の1/2を超える外観の変更
土地の形質の変更	・当該行為の面積が1,000㎡を超えるもの ・行為により高さが2mを超え、かつ延長が30mを超える法面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	・当該行為の面積が1,000㎡を超えるもの
物件の堆積	

※上記に該当しない行為については、町への届出は不要です。なお、景観形成基準（景観のルール）にできるかぎり配慮していただくようお願いします。

※今ある建築物などで上記に該当するものについて、直ちに適用されることはありません。今後、増改築や外観の変更などを行う場合に適用されます。

景観形成基準（景観のルール）

地域の景観特性との調和を図るため、届出の対象となる行為には景観形成基準が適用されます。町内全域を一律的に緩やかなルールとしていますが、周囲の景観に与える影響をしっかりと理解した上で、デザインなどの工夫をお願いします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。
<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

南越前町 景観

検索

■ 問合せ 観光まちづくり課
 ☎ 0778-47-8013

【基準の参考例】

